

文化審議会著作権分科会  
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会  
クラウドサービス等と著作権に関する報告書

平成27年2月  
文化審議会著作権分科会  
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会



# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 検討の対象及び手順 .....</b>	<b>4</b>
第1節 検討の対象.....	4
第2節 検討の手順.....	5
<b>第2章 ロッカー型クラウドサービスに関する検討 .....</b>	<b>7</b>
第1節 ロッカー型クラウドサービスの4分類.....	7
第2節 タイプ1（プライベート・配信型）及びタイプ3（共有・配信型）に関する検討.....	9
1 現行著作権法との関係.....	9
2 制度整備の必要性.....	9
第3節 タイプ4（共有・ユーザーアップロード型）に関する検討.....	10
1 現行著作権法との関係.....	10
2 制度整備の必要性.....	10
第4節 タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）に関する検討.....	11
1 関係者ヒアリングにおける意見の概要と検討方法.....	11
2 現行著作権法との関係.....	13
3 制度整備の必要性.....	15
【参考】タイプ2に関する諸外国の立法例 .....	17
第5節 ロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキーム .....	18
1 問題の所在.....	18
2 「集中管理による契約スキーム」の構築に向けた権利者からの提案.....	19
3 「集中管理による契約スキーム」の活用に向けた意見と課題.....	20
4 小括.....	21
<b>第3章 ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスに関する検討 .....</b>	<b>22</b>
第1節 検討の対象.....	22
第2節 一般社団法人電子情報技術産業協会の意見概要 .....	23
第3節 関係者の意見概要.....	24
1 各サービスを現に行っている事業者の意見概要 .....	24
2 各サービスに関係する権利者の意見概要 .....	25
第4節 制度整備の必要性.....	28
1 検討の視点.....	28
2 私的使用目的の複製を支援するサービスに関する検討 .....	29
3 クラウド上の情報活用サービスに関する検討 .....	30
4 小括.....	30
5 今後への提言 .....	31
おわりに .....	34
付属資料 .....	36



## はじめに

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、近時「クラウドコンピューティング」と呼ばれるコンピュータの利用形態を活用したサービス（以下「クラウドサービス」という。）が注目を集めており、我が国においても現在様々な形でサービスが提供されている<sup>1</sup>。

クラウドサービスと著作権法の課題に関する先行研究としては、平成23年11月に文化庁委託事業として実施された「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」（以下「調査研究報告書」という。）がある。

同調査研究報告書は、このクラウドサービスと著作権法の課題について、「『クラウドサービス』の進展を理由に、直ちに『クラウドサービス』固有の問題として著作権法の改正が必要であるとは認められないものと考える。もっとも、『クラウドサービス』の進展に伴って、著作物の利用が更に多様化していくことが想定され、また、『クラウドサービス』がより広範に利用されることが想定される中、従来から指摘されている課題であったとしても、その影響や規模が拡大することも考えられるため、それらの課題について検討を進めることは必要である」と指摘していたところである<sup>2</sup>。

昨今では、平成26年5月に、米Apple社が展開するスキャン&マッチ型<sup>3</sup>の音楽配信クラウドサービスであるiTunes Match<sup>4</sup>が我が国においても提供が開始されたことに象徴されるように、音楽等のコンテンツ分野においてクラウドサービスを活用したサービスが幅広く展開されるようになっている。また、個人向けのオンラインストレージサービスについても、ヤフー株式会社が提供するYahoo!ボックス<sup>5</sup>、ニフティ株式会社が提供するマイキャビ<sup>6</sup>等、多くの事業者がサービスを展開し続けており、米Google社が提供するGoogle ドライブ<sup>7</sup>等も登場していることに照らせば、コンテンツの利用環境は刻々と変化していると考えられる。

<sup>1</sup> 平成23年度文化庁委託事業「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」（平成23年11月 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）1頁 <[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/cloud\\_computing\\_houkoku.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/cloud_computing_houkoku.pdf)>

<sup>2</sup> 前掲注1・31頁

<sup>3</sup> クラウド事業者が用意してサーバーに保存しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、両者が同一の場合には利用者はクラウド事業者の保有するコンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用できるとともに、両者が同一でない場合には利用者のコンテンツがサーバーにアップロードされることで、利用者は当該コンテンツについても自らの様々な携帯端末等においていつでも利用できるサービス。

<sup>4</sup> <<https://www.apple.com/jp/itunes/itunes-match/>>

<sup>5</sup> <<http://www.box.yahoo.co.jp/>>

<sup>6</sup> <<http://www.nifty.com/cabinet/>>

<sup>7</sup> <<https://www.google.co.jp/intl/ja/drive/>>

このような中、一部の事業者から、我が国の著作権法における私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であるため、事業者がサービス展開を萎縮しており、当該関係を整理し、事業者が積極的にサービス展開できるように所要の措置を講ずるべきとの意見が示された<sup>8</sup>。

また、知的財産政策ビジョン（平成25年6月知的財産戦略本部決定）<sup>9</sup>においても、「著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。」とされていることに加え、知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定）<sup>10</sup>や規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）<sup>11</sup>においても、本課題について速やかに結論を得て必要な措置を講じることが求められている。

一方で、こうした新たなサービスが登場し、利用者のコンテンツ利用をめぐる環境が変化していることを踏まえ、知的財産政策ビジョンにおいて、「クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。」とされていることに加え、知的財産推進計画2014においても、本課題について検討を進め、結論を得て必要な措置を講じることが求められている。

これらを踏まえ、文化審議会著作権分科会においては、昨年度（第13期）の法制・基本問題小委員会（同小委員会の下に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」を含む。以下同じ。）及び今年度（第14期）の著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「本小委員会」という。）において、クラウドサービス等と著作権及びクリエーターへの適切な対価還元に関する検討を行っているところである。

<sup>8</sup> 一例として、産業競争力会議第6回資料11（三木谷主査提出資料）参照。  
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai6/siryous11.pdf>>

<sup>9</sup> <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>>

<sup>10</sup> <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>>

<sup>11</sup> <<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/140624/item1.pdf>>

今般、本小委員会の議論において、クリエーターへの適切な対価還元に関する課題に先立ち、クラウドサービス等と著作権に関する課題について、一定の結論が得られたことから、これを受け、本報告書では当該課題に対する検討の結果を示すこととした。

今後は、本小委員会において、クラウドサービス等と著作権に関する課題の検討結果も踏まえながら、残された課題であるクリエーターへの適切な対価還元に関する検討を行うこととする。

なお、本報告書において、法律名が記載されていない条項は、著作権法の条項を示している。

# 第1章 検討の対象及び手順

## 第1節 検討の対象

調査研究報告書によれば、クラウドコンピューティングの概念を客観的・包括的・一律に定義づけることは困難とされており、現時点では、いわゆる「クラウドサービス」と呼ばれているサービスと著作権法との関係を検討する場合、当該サービスの具体的な行為様を個別・具体的に評価し、著作権法上の問題について客観的に考察していくしかないものとされている<sup>12</sup>。

そこで、昨年度の法制・基本問題小委員会では検討の対象となるサービスを具体的に特定するべく、関係の事業者からヒアリングを行った<sup>13</sup>。

これらのヒアリング結果を踏まえ、昨年度の法制・基本問題小委員会及び本小委員会で検討の対象について議論した結果、以下のサービス（以下「各サービス」という。）を検討の対象とすることとした<sup>14</sup>。

【私的使用目的の複製を支援するサービス】	
ロッカー型クラウドサービス	クラウド上のサーバー（以下「ロッカー」という。）に保存されるコンテンツを、利用者が自らの様々な携帯端末等において利用（ダウンロード又はストリーミング）できるようにするサービス。
アクセシビリティサービス	文字で書かれた言語の著作物を音声に変換したり、文字の拡大表示や振り仮名の自動付与を行ったりするサービス。
メディア変換サービス	利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVD やブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。
個人向け録画視聴サービス	事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。
プリントサービス	画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

<sup>12</sup> 前掲注1・8頁

<sup>13</sup> 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会第2回資料1-1参照。なお、事業者が検討を求めているサービスには、利用者からの依頼を受けて事業者がVHS形式のメディアをDVD形式に変換することを念頭においたメディア変換サービスのように、必ずしもクラウドサービスを前提としないサービスも含まれているものと考えられる。

<sup>14</sup> 各サービスに関する分類及び説明は第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会第2回資料1-1記載の内容に基づいている。

【クラウド上の情報活用サービス】	
e ラーニング	電子媒体の教材を（当該教材に係る権利者の許諾を得ずに）非同一構内のキャッシュに送信したり、オンライン専用講座の場合に各利用者に送信したりすることが可能となるサービス。
スナップショット・アーカイブ	利用者が指定した URL の情報が事業者のストレージ上に保存され、URL の参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。
論文作成・盗作検証支援サービス	公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供（和訳等含む）を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。
評判分析サービス	インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。
法人向け TV 番組検索サービス	クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。
【仮想化】	
仮想化	物理的には一つしかないリソースをあたかも複数あるかのように見せたり、逆に物理的には複数あるリソースをあたかも一つであるかのように見せたりすること等により、IT のリソース（CPU、ディスク、OS、アプリ等）をその物理的構成によらず柔軟に活用する仕組み。

## 第2節 検討の手順

各サービスは、それぞれサービス態様が異なり、検討すべき著作権法上の課題も異なることから、どのように検討を進めていくべきか問題となった。この点、①私的使用目的の複製に関するクラウドサービスを中心に検討すべきとする見解と、②私的使用目的の複製に関するクラウドサービス以外についても検討すべきとする見解が示された。

①私的使用目的の複製に関するクラウドサービスを中心に検討すべきとする意見は、以下のとおりである。

- ・ 全てのサービスを同時に検討することは混乱を招くため難しい。基本的なサービスとして現実に安定的に運営がなされており、共通の理解のもとに検討できるサービスを取り上げて検討することが適切。具体的には、私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）が当面検討のターゲットになるのではないか。
- ・ ロッカー型クラウドサービスについては、私的使用目的の複製に関する問題を中心に議論を進めつつ、契約で解決することができる範囲を明確にし、その部分は契約で処理するという二つの観点から問題を分析するべき。
- ・ 議論の選択と集中をしなければ、議論が発散して終わるだけである。

これに対し、②私的使用目的の複製に関するクラウドサービス以外についても検討すべきであるとして以下の意見が示された。

- 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスだけでなく、その他のクラウド上の情報活用サービスについても、海外では広く展開されているものがあり、我が国においても早期に検討をお願いしたい。

上記意見に対しては、海外における様々なクラウド上の情報活用サービスが、各国の法律において適法なサービスとして展開されているのか不明であり、事業者がリスクを負ってサービスを展開しているものがあるのではないか、といった意見や、海外で現に展開されているサービスを、日本でも展開できるようにしてほしいということだが、例えばアメリカと日本では法律の在り方が全く異なるので、そこを無視して議論をしても仕方がない等の意見が示された。

こうした議論を受け、本小委員会としては、私的使用目的の複製に関するロッカー型クラウドサービスについてまずは検討を行い、その検討結果も踏まえつつ、他の各サービスについて検討するという手順によることとした。

## 第2章 ロッカー型クラウドサービスに関する検討

### 第1節 ロッカー型クラウドサービスの4分類

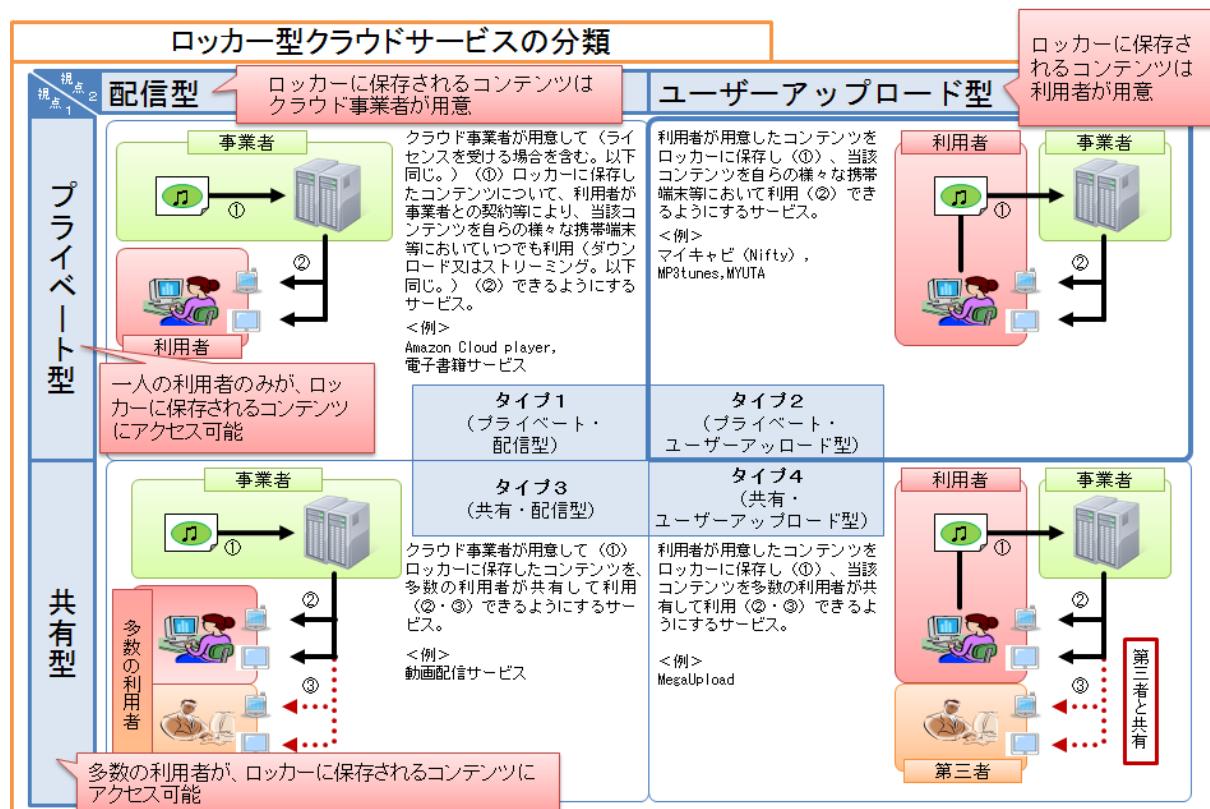
ロッカー型クラウドサービスを検討するに当たっては、以下の二つの視点から四つのタイプに分類することが可能であるとの意見が示され、これらを図示すると、以下の【図1】のとおりとなる。

[視点1] ロッカーに保存されるコンテンツにアクセスできる者は誰か

- ・プライベート型：一人の利用者のみが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能
- ・共有型：多数の利用者が、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセス可能

[視点2] ロッカーに保存されるコンテンツを誰が用意するのか

- ・配信型：ロッカーに保存されるコンテンツは、クラウド事業者が用意
- ・ユーザーアップロード型：ロッカーに保存されるコンテンツは、利用者が用意



【図1】 ロッカー型クラウドサービスの分類

また、タイプ2については、さらに、以下の【図2】のとおり、分類することができるものと考えられる。

#### [汎用ロッカー型]

保存されるコンテンツの種類や内容等は問わない。また、サービスの利用過程においてコンテンツ／ファイルの変換は行われない。

#### [コンテンツロッカー型]

保存できるコンテンツの種類や内容が特定のもの（例：音楽や映画）に限られる。

#### [変換機能付加型]

サービスの利用過程のいずれかにおいてコンテンツ／ファイルの変換（例：ファイル形式の変換）が行われる。保存できるコンテンツの種類や内容は特定のものに限られるものと限られないものがある。

#### [スキャン＆マッチ型]

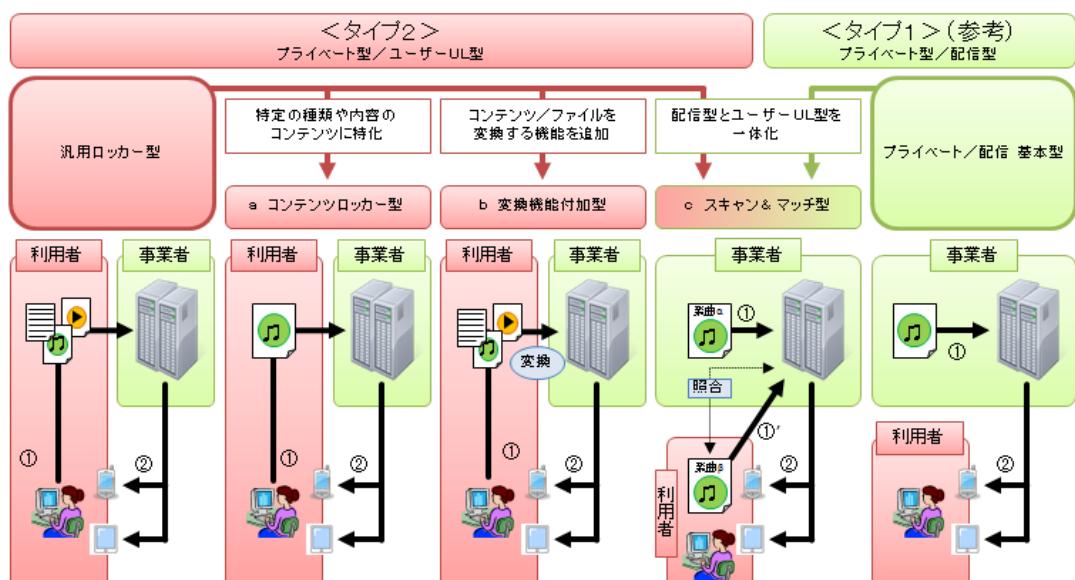
クラウド事業者が用意してロッカーに保存しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、

- ・両者が同一の場合

利用者はクラウド事業者の保有するコンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用可能。

- ・両者が同一でない場合

利用者のコンテンツがロッカーにアップロードされることで、利用者は当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用可能。



【図2】ロッカー型クラウドサービス タイプ2の詳細

## 第2節 タイプ1（プライベート・配信型）及びタイプ3（共有・配信型）に関する検討

### 1 現行著作権法との関係

タイプ1及びタイプ3については、当該サービスにおいて行われる著作物の複製行為や送信行為等の利用行為主体が事業者であることは明らかであり、これらの利用行為については基本的に権利者の許諾が必要であるとの意見で一致した。

### 2 制度整備の必要性

タイプ1及びタイプ3については、既に権利者とクラウド事業者との利用許諾契約により広くサービスが展開されている実態があり、特段法改正を伴う制度整備の必要性は認められなかった。

## 第3節 タイプ4（共有・ユーザーアップロード型）に関する検討

### 1 現行著作権法との関係

タイプ4については、当該サービスにおいて利用者が権利者の許諾なく著作物を他者と共有することは、基本的に公衆送信権侵害等に該当するため、権利者の許諾が必要であるとの意見で一致した。

### 2 制度整備の必要性

タイプ4については、契約がない場合には利用者の行為は当然に権利侵害になるのであるから、権利者は権利行使するか利用許諾契約を求めれば足りるとの意見や、一部のサービスについては、関係権利者の理解により、利用者に代わって事業者が権利者と包括的利用許諾契約を締結することでサービスを適法に展開できているものもあり<sup>15</sup>、基本的に契約で処理すべきではないかとの意見が示され、法改正を伴う制度整備を直ちに行うべきとの合意形成はなされなかった<sup>16</sup>。

なお、サービスを展開する事業者の責任については、当該サービス内において利用者が著作物を無許諾でアップロードした場合等には、プロバイダ責任制限法の枠組みで事後的に申告等に基づき削除の措置をとる等して対応しており、それで足りるのではないかといった意見のほか、事業者が責任を負う範囲を明確にするべく、間接侵害の成立範囲を明確化する議論を今後深めるべきではないかとの意見も示されている。

---

<sup>15</sup> 例えば、一般社団法人日本音楽著作権協会は、株式会社ニワンゴが運営する「ニコニコ動画」等複数の動画投稿・共有サービスに対して、包括的利用許諾契約を締結している（本小委員会第1回資料4参照）。

<sup>16</sup> 関連する意見として、映画ビジネスに関しては、複製禁止を原則としており、タイプ4のようなサービスはあり得ない一方で、事業者側で各種媒体による映画作品を配信する取組が進められており、これにより利用者のニーズに対応できるのではないかといった意見も示されている。

## 第4節 タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）に関する検討

### 1 関係者ヒアリングにおける意見の概要と検討方法

#### （1）関係者ヒアリングにおける意見の概要

ロッカー型クラウドサービスの4タイプのうち、特にタイプ2の扱いについて、検討に先立って関係者から行ったヒアリングにおいて、主に〔1〕私的使用目的の複製と整理されるべきとする見解、〔2〕権利者と事業者との契約によって対応すべきであるとする見解がそれぞれ示された<sup>17</sup>。

すなわち、一部の事業者及び利用者から示された私的使用目的の複製と整理すべきとする意見の具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ 利用者が保存するコンテンツを用意した場合には、当該利用者が利用行為主体と考えるべき。また、利用者が用意したコンテンツ、ないしは入手できるコンテンツについて、どの著作物を保存し、送信するのかということを意思決定するのも利用者であるという場合には、利用者が利用行為主体と考えるべき。
- ・ 多数の利用者との共有を行わない限り、利用者が正規に入手したものをロッカー型クラウドに保存して、自分自身で使うことは権利者の許諾なく自由に行えるようにすべき。
- ・ 権利者と事業者との契約がうまくいかない現状があるからこそ、本小委員会が設置されたのではないか、多様化するビジネスに対応するためには、（対象をタイプ2に限らず）著作権法に柔軟性のある規定を制定することが必要なのではないか<sup>18</sup>。

一方、権利者及び一部の事業者からは、必ずしも私的使用目的の複製と整理することはできず、権利者と事業者との契約によって対応すべきとする意見が示されており、具体的な意見の内容は、以下のとおりである。

- ・ 仮に利用者の行為が私的な行為という評価であったとしても、様々な検討すべき法制上の課題があることを考えると、契約による処理を促進することによりサービスを実現することが現実的ではないか。それによって利用者も安心して適法に早期にこの先進的サービスを利用できる環境が整うのではないか。

<sup>17</sup> 関連する意見として、タイプ4と同様に、映画ビジネスに関しては、複製禁止を原則としており、タイプ2のようなサービスはあり得ない一方で、事業者の側で各種媒体による映画作品を配信する取組が進められており、これにより利用者のニーズに対応できるのではないかといった意見も示されている。

<sup>18</sup> この点に関し、有識者からは、知的財産に関する取引は経済取引であり、経済取引の原則という観点から考えれば、知的財産に関する取引も基本的には契約によって処理されるべきである、契約で対応できない部分があるからといって、その部分を取り出して特別な対応をせよというのは経済取引の原則から考えるとおかしいのではないか、との意見も示されている。この点については、利用者側の委員から、少なくとも自分が適法に入手したコンテンツを利用する場合には、契約を行う必要はないのではないかとの意見も示されている。

- ・ 放送事業者は、今後展開される具体的なサービスに応じて、「利用者の利便性」と「権利者の利益」のバランスを考慮しながら、関係者間で適切な方策について合意されることが重要であると考える。
- ・ いずれのクラウドサービスも契約関係によりサービスを提供することが適當。事業者と権利者との間できちんと話し合う土壤ができているのか、ライセンスに関する議論をしっかりとしていく必要がある。利用促進のためのビジネスモデルを構築することも必要ではないか。その際、権利許諾を受けようとしたときに窓口がなく誰に話していいのかが分からず時間がかかる状況があるので、それに対応する機構を構築していくことが求められる<sup>19</sup>。

## (2) 検討方法

上記（1）に述べた議論の状況を踏まえ、本小委員会としては、まずは、タイプ2と現行著作権法、特に私的使用目的の複製（第30条）との関係の整理を行い、次に権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築等の環境整備の必要性について検討を行った。

タイプ2と現行著作権法との関係については、以下のとおり、①利用行為主体、②「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（第30条第1項）の該当性、及び③ロッカ一型クラウドサービス上のサーバーの「公衆用設置自動複製機器」（第30条第1項第1号）の該当性、の三つの論点について検討を行った。

### ①利用行為主体

各サービスについて、私的使用目的の複製（第30条第1項）に該当するか否かを判断する基準の一つとなる、著作物の利用行為主体（すなわち、著作物の複製等の行為主体がサービス利用者であるのか、サービス提供事業者であるのか）をどのように考えるべきか。

### ②「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（第30条第1項）該当性

各サービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合について、第30条第1項の要件である「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の該当性をどのように考えるべきか。

---

<sup>19</sup> 有識者からは、権利者と事業者との契約によって対応すべきであるとの意見に関連して、関係当事者間で契約処理を行う場合には、権利者団体と事業者団体との間で協約的な権利処理を行うのがよいのではないか、との意見が示された。

### ③公衆用設置自動複製機器（第30条第1項第1号）該当性

各サービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合であり、かつ当該複製行為が私的使用目的の複製に該当する場合、当該複製行為に用いられるクラウド上のサーバーについて、公衆用設置自動複製機器（公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）（第30条第1項第1号））の該当性をどのように考えるべきか。

また、権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築等の環境整備の必要性については、現行の著作権法との関係についての検討結果を踏まえつつ、サービスの利便性を享受する利用者、サービスの展開により利益を得る事業者、サービス内で行われる著作物の利用について正当な対価が還元されるべき権利者の三者が、いずれもサービスの発展による利益を享受することができるためには、どのような環境整備が必要かという観点から検討を行った。

## 2 現行著作権法との関係

### （1）利用行為主体

タイプ2のロッカー型クラウドサービスにおける利用行為主体については、〔1〕当該クラウドサービスを提供している事業者であるとする見解と〔2〕当該クラウドサービスを利用している利用者であるとする見解が示された。

すなわち、権利者からは、タイプ2のロッカー型クラウドサービスは、事業者が営利活動として利用者に複製の場を提供しているサービスであるという点に着目すれば、このようなサービスは私的使用目的の複製の範囲を超えるものであり、〔1〕利用行為主体は事業者であると評価されるべきとの見解が示された。

他方、有識者からは、以下の意見等、タイプ2の枠内で行われる利用行為については、基本的には、〔2〕利用行為主体は利用者であるとする意見が示された。

- ・ 事業者の利用行為主体性が認められるのは、①コンテンツを事業者が提供している、②機器を利用者が操作することにより自動的にコンテンツの複製が行われる、③複製に供する機器を事業者が提供している、という三つの要件を満たした場合であり、これをタイプ2のロッカー型クラウドサービスに当てはめると、①の要件が満たされないため、タイプ2のロッカー型クラウドサービスの利用行為主体は利用者と解すべきである。

- ・ サーバーは普及して当たり前の技術になっており、普通の道具としてみるべきであり、タイプ2のロッカー型クラウドサービスの利用行為主体は利用者であると解すべきである。
- ・ ロクラクII事件判決<sup>20</sup>の結論は、当該ケースについての利用行為主体の認定を行ったものであり、タイプ2のロッカー型クラウドサービスの利用行為主体の判断には影響がないと解すべき。

## (2) 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（第30条第1項）該当性

ロッカー型クラウドサービスによる著作物の利用については、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」(第30条第1項)を超えるのではないか、という観点から、権利者から、第30条の立法趣旨は、閉鎖的な範囲内の零細な利用を許容するものであつて外部の者を介入させる複製を認めないこととされている以上、仮に利用行為主体が利用者であったとしても、第30条第1項本文該当性が否定されるのではないかとの意見が示された。

しかしながら、有識者からは、第30条第1項本文の趣旨は、利用者自身以外の者が主たるに関与することを否定するものであり、外部の者が関与したからといって直ちに第30条第1項本文該当性は否定されるものではないとの意見が示された。

なお、タイプ2のロッカー型クラウドサービスに付加された共有機能を使って、利用者がコンテンツを個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内を超えて共有する場合は、私的使用目的の複製とはいはず、権利者の許諾を得ない限り著作権侵害となる。

## (3) 公衆用設置自動複製機器（第30条第1項第1号）該当性

ロッカー型クラウドサービスにおけるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当するか否かについては、[1] 該当するとの見解、[2] 該当しないとの見解がそれぞれ示された。

権利者からは、[1] 該当するとの立場から、公衆用設置自動複製機器を用いた複製について権利者の許諾が必要とされているのは、第三者の関与と当該第三者が利益を享受しているという観点が重視されているのであって、ロッカー型クラウドサービスにおけるサーバーも同様の観点から、公衆用設置自動複製機器に当たらないという整理でいいかは疑問である、との意見が示された。

---

<sup>20</sup> ロクラクII事件最高裁判決 [最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁]

こうした意見に対して、有識者からは、以下の意見等、[2] 該当しないとの立場からの意見<sup>21</sup>が示された<sup>22</sup>。

- ・ 公衆用設置自動複製機器を用いた私的使用目的の複製を権利制限の対象としないこととした趣旨は、立法当时、高速ダビング機器等が、業者がコピーする代わりに利用者にさせるという一種の法律回避のために利用されていたため、こうした事態に対処するものであり、クラウド上のサーバーは想定されていなかった。
- ・ ロッカー型クラウドサービスにおけるサーバーで行われる複製は、家庭内にあるハードディスクの延長線上にあるものであると考えれば、家庭内での複製とある程度等価ととらえることができるため、高速ダビング機器の場合とは事情が異なるのではないか。

### 3 制度整備の必要性

以上のように、タイプ2の枠内で行われる利用行為については、基本的には、利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第30条第1項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要<sup>23</sup>であるとの意見で一致した。

ただし、個々のサービスにおける利用行為主体の判断を含め、私的使用目的の複製と判断されるか否かについては、当該サービスに含まれる全ての機能及び提供態様等を全体としてみた上で、個別の事案ごとの事実認定に基づいて総合的に判断されるものと解される。

タイプ2を対象とする制度の整備の必要性については、事業者から、例えばイギリスのようにタイプ2のロッカー型クラウドサービスについて要件を限定した形で法改正を行うこと（詳細は17頁【参考】）については、そのような限定のもとで行われる複製は私的使用目的の範囲内であると解されるため、この部分を限定的に立法する必要はないとの意見や、仮にそのような限定的な立法を行うと、反対解釈により他のサービスの適法性が不明確になるのではないかといった危惧が示された。また、権利者からは、私的使用目的の複製の範囲内と整理されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。さらに、有識者からは、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判

<sup>21</sup> このほか、公衆用設置自動複製機器は、貸レコード店等が問題となったときに立法されたもので、立法時には高速ダビング機器のようなものが想定されており、それは「設置されている」という文言にも表されている。サーバーをインターネット上に「設置」するなどという表現は通常用いられないことを考えると、ロッカー型クラウドサービスにおけるサーバーは公衆用設置自動複製機器に該当しないと考えるべきといった意見等も示された。

<sup>22</sup> 有識者からは、ロッカー型クラウドサービスにおけるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当すると解釈される可能性もあり、条文上明確にすることも意義があるのではないか、といった意見も示されている。

<sup>23</sup> なお、当該サービスにおいて行われる送信行為についても、権利者の許諾の要否が問題となるが、利用行為主体が利用者と解される場合には、当該サービスにおいて行われる送信は、利用者が自らに対して送信を行っているものと解されるため、著作権法上の公衆送信（第2条第1項第7号の2）には該当しない。したがって、当該送信についても、権利者の許諾を得ることは不要と解される。

断するのが相当であるというのが最高裁の立場である<sup>24</sup>ということを前提とすると、抽象的に切り分けを行うことは難しく、特に今後どのような技術が進んでいくのかわからない状況の中で、現時点で明文の規定を置くというのは、かえって様々な弊害も生み出しかねないのではないか、という意見や、私的使用目的の複製の主体は事実認定の問題であり、立法にはなじまないとの意見も示された。

以上の議論等を踏まえた結果、現時点においては、タイプ2において行われる複製等の行為について、権利者の許諾が不要であることを明らかにするような制度整備（例えば、権利制限規定を創設する等の法改正）を行う必要性は認められなかった。

---

<sup>24</sup> 前掲注20

## 【参考】タイプ2に関する諸外国の立法例

タイプ2に関する諸外国の立法例としては、イギリスとカナダの例が挙げられる。

イギリスにおいては、平成26年7月の著作権法改正（同年10月1日施行）により、私的使用目的の複製（personal copies for private use）を一定の範囲で許容する規定が導入された。この中で、タイプ2のようなサービスにおいて行われる複製は権利制限の対象となることが規定されている<sup>25</sup>。

ただし、同規定により権利制限の対象となる複製行為については、複製に用いる基の資料が、私的使用目的の複製を行う当該個人が所有する複製物（the individual's own copy）であることが求められている<sup>26</sup>。また、当該個人が所有する複製物とは、（i）当該個人により恒久的に適法に取得された著作物であり、（ii）権利を侵害する物ではなく、（iii）複製物の作成を許容しているこの章の規定（制限規定）により作成されたものでない複製物であるとされている<sup>27</sup>。さらに、恒久的に適法に作成された複製物には、購入又は贈与された複製物は含まれるが、借りた複製物や一時的なアクセスのためにダウンロードによって取得された複製物等は含まれないとしている<sup>28</sup>。

また、カナダにおいても、平成24年6月の著作権法改正（同年11月7日施行）により、インターネットその他のデジタルネットワークを通じて行われる著作物のストレージは私的使用目的の複製（reproduction for private purposes）の対象となることが規定されている<sup>29</sup>が、イギリスの場合と同様、（i）権利を侵害するものでないこと、（ii）貸与以外の方法により当該個人により適法に取得された著作物であり、複製に供される媒体を適法に利用できる権限を有すること、（iii）技術的保護手段が施されている場合はその回避を行わないこと、（iv）複製物を第三者に渡さないこと、（v）個人の私的目的だけに利用することといった限定的な要件が課されている<sup>30</sup>。

<sup>25</sup> 英国著作権法第28B条(5)(a)参照。同規定においては、”an electronic area accessed by means of the internet or similar means which is accessible only by individual (and the person responsible for the storage area)”にデータをストレージする目的で行われる複製は私的複製の範囲内であることが定められている。なお、英国における平成26年7月の著作権法改正は、私的使用目的の複製に関する規定の整備のほか、教育、図書館に関する権利制限規定の整備等もあわせて行われている。

<sup>26</sup> 英国著作権法第28B条(1)(a)参照。

<sup>27</sup> 英国著作権法第28B条(2)参照。

<sup>28</sup> 英国著作権法第28B条(4)参照。

<sup>29</sup> カナダ著作権法第29.22条(2)参照。同規定においては、”digital memory in which work or subject-matter may be stored for the purpose of allowing the telecommunication of the work or other subject-matter through the Internet or other digital network”において行われる複製が私的使用目的の複製の範囲となることが定められている。なお、カナダにおける平成24年6月の著作権法改正は、私的使用目的の複製に関する規定の整備のほか、教育、図書館に関する権利制限規定等の整備もあわせて行われている。

<sup>30</sup> カナダ著作権法第29.22条(1)(a)～(e)参照。

## 第5節 ロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキーム

### 1 問題の所在

タイプ1（プライベート・配信型）及びタイプ3（共有・配信型）においては、事業者と権利者との利用許諾契約によりサービスが展開されている実態がある。また、タイプ4（共有・ユーザーアップロード型）についても、利用者が当該サービスにおいて行う著作物の複製を適法に行うために、事業者と権利者との利用許諾契約が締結されている。

一方、前節で述べたとおり、タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）については、基本的に、利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為については、私的使用目的の複製（第30条第1項）の範囲内と整理することができるとの意見で一致したところである。しかしながら、実際に展開されるサービスの内容及び今後の技術の発展に伴うサービス内容の進展によっては、私的使用目的の複製と整理される範囲を超える、境界が不明確なものも存在し得ると考えられる。

このような場合については、訴訟による個別的解決を図ればよいとする意見も示された一方、事業者が広く利用者の適法性を確保する観点から、権利者と契約を締結することも一つの有効な方策となるのではないかといった意見や、訴訟による解決か契約による解決かは事業者が個別に判断すべきといった意見が示された。

以上の議論を踏まえると、このようなロッカー型クラウドサービスを事業者が展開するに当たっては、法解釈のみならず事業者と権利者との契約も極めて重要な要素の一つとなっており、当該契約を円滑に行なうことがサービスの拡大のために強く求められるところである。

この点に関し、事業者が権利者と契約を行おうにも、権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等の手続コストが問題となりうるため、このようなロッカー型クラウドサービスの促進のためには、事業者と権利者とが協力して契約のビジネスモデルを構築することが必要ではないか、この点を改善するための方策を検討するべきではないか、との意見が示された。

これらを受け、本小委員会では、私的使用目的の複製と整理される範囲を超えるロッカー型クラウドサービスの更なる発展を促すという観点から、契約処理コストの低減及び円滑なライセンシング体制の構築について検討を行った。

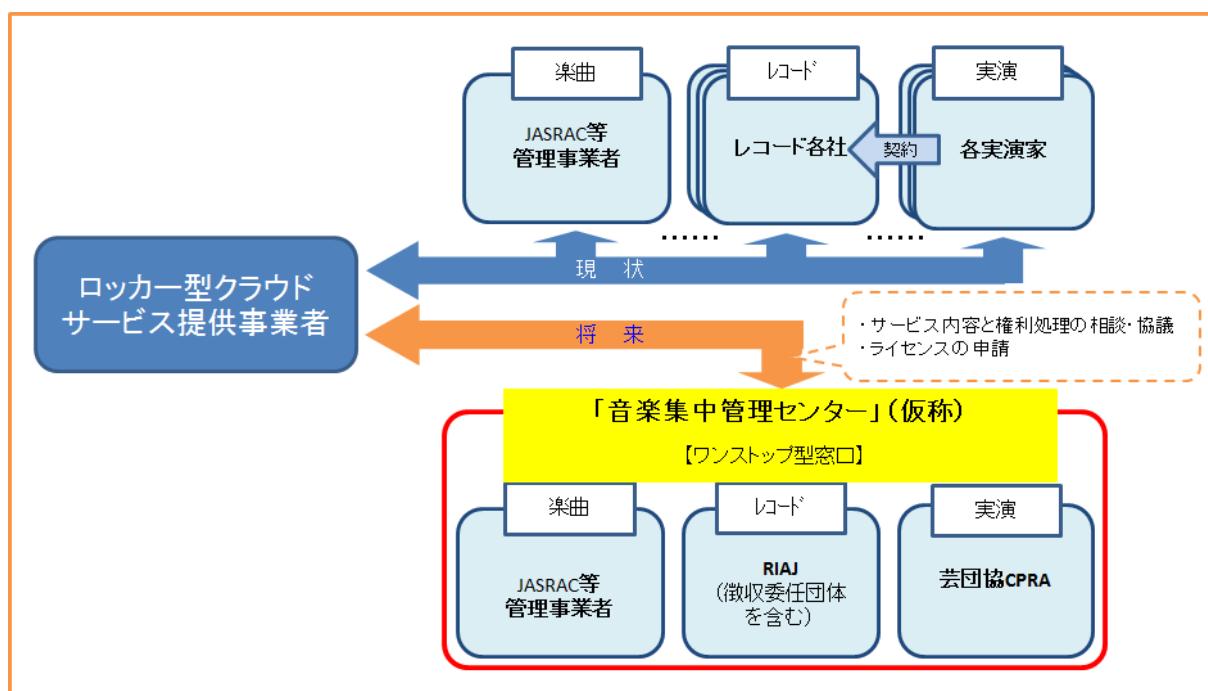
## 2 「集中管理による契約スキーム」の構築に向けた権利者からの提案

コンテンツを利用するサービスを展開しようと考える事業者は、権利制限規定等の適用がない限り、基本的には当該コンテンツの権利者（著作権者・レコード製作者・実演家等）と利用許諾契約を締結しなければならない。

そのため、事業者は、必要な権利処理を行うために、個別に権利者を探査し、それぞれの権利者と契約交渉を行う必要があるが、多数のコンテンツを利用することを企図した場合には、契約を締結しなければならない権利者の数も膨大に増えることになる。

こうした問題について、音楽関係権利者から「集中管理による契約スキーム」（以下「集中管理スキーム」という。）の提案がなされた。

この集中管理スキームは、多数の音楽コンテンツを利用する際に生ずるばく大な契約処理コストの負担を軽減するべく、契約処理のワンストップ窓口として「音楽集中管理センター」（仮称）を設置するものとしている。同センターは、事業者とサービス内容及び当該サービス展開に必要な権利処理の相談・協議を行うとともに、利用許諾契約の申請窓口としても機能する。なお、実際の契約は各事業者と各集中管理団体との間で行われるが、各集中管理団体は、同センターを経由して申請がなされる利用許諾契約の申込みに関して、可能な限り手続を簡素化するよう努めるものとされている。



【図3】集中管理による契約スキームのイメージ

集中管理スキームについては、多くの有識者、利用者、一部の事業者からは、今後展開されるサービスの多様性に鑑みれば、権利者との契約が著作権法上必要か否か必ずしも明らかでないサービスが現れることも考えられるところ、そのようなサービスが今後リスクなく展開できるように、本スキームにより契約のハードルを下げることは非常に有意義であるといった意見や、本スキームは必ずしもロッカー型クラウドサービスだけに限定されるものではなく、他の様々なサービスにも応用可能な仕組みであるため、本スキームが機能することは利用者の視点からみても有り難いといった意見のように、本スキームの有用性を評価する意見が多く示された<sup>31</sup>。

### 3 「集中管理による契約スキーム」の活用に向けた意見と課題

集中管理スキームを有効に機能させるには、権利者、事業者、利用者の三者が協議し、「音楽集中管理センター」(仮称)の位置づけや役割について十分に議論することが必要であるとの意見が示された。

また、関係者間で紛争が生じた際に、同センターがADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決手続)のような機能を果たすことも考えられるのではないかとの提案がなされたことに加え、集中管理スキームの対象を音楽だけでなく他分野にも拡大することを模索すべきではないかとの意見や、集中管理スキームを活用するためには、権利者だけでなく利用者側も組織化することが必要であるとの意見も示された。

他方、集中管理スキームを運用する上で懸念される課題<sup>32</sup>としては、本スキームによる契約を望まない権利者や集中管理団体に属さない権利者についてどのように考えるべきかという点が挙げられた。

この点については、まずは契約処理による解決について積極的に取り組もうとしている権利者と事業者との間でモデルを作るというように、できるところから始めることが重要であるとの意見や、例えば、音楽分野に関していえば「音楽集中管理センター」(仮称)を一任型の管理事業者にすることにより、同センターを既存の集中管理団体に属さない権利者の受皿とすることや、各集中管理団体において集中管理団体に属さない権利者を取り込むよう努めることができないかとの意見が示された。

<sup>31</sup> 一般社団法人日本経済団体連合会からも、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンシング体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている（本小委員会第5回資料2参照）。

<sup>32</sup> 本文中に記載したもののほか、各ユーザーがどのファイルをどの程度用いたのかというデータを事業者がどのように収集するのかという点が挙げられた。この点については、利用者の利用状況を事業者が把握することについては、プライバシーの観点から問題があるのではないかといった意見が示された一方で、誰がどのコンテンツをどれだけ利用したかを求めていているのではなく、サービス全体の中で対象となるコンテンツがどれだけ用いられたかさえ把握できれば十分であるため、プライバシーの問題は特段生じないのでないかといった意見や、利用状況の把握の要否については、契約当事者間で話し合えばよく、事業者が拒否したければ拒否できるのではないかといった意見が示された。

## 4 小括

集中管理スキームは、音楽関係の権利者から本小委員会に提案されたもので、まだ関係当事者間での十分な議論が尽くされたとは言い難いものであり、その課題も幾つか指摘されているところである。

しかしながら、私的使用目的の複製と整理される範囲を超えるロッカー型クラウドサービスを更に発展させるためには、権利者と事業者とが契約を締結することも重要な要素であると考えられる。このことは、本小委員会を含む一連の議論の契機の一つとなった米 Apple 社が展開するスキャン&マッチ型の音楽配信クラウドサービスである iTunes Match が、我が国において、事業者と権利者との契約に基づいて提供されていることからも裏付けられる。

本小委員会は、本スキームの更なる具体化、本スキームの活用に向けた必要な課題解決を中心に、音楽集中管理センター設立に向けて関係当事者間で速やかな検討を行うよう求めることとし、その状況を引き続き注視するものとする。

## 第3章 ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスに関する検討

### 第1節 検討の対象

本小委員会では、以下に記載するロッカー型のクラウドサービス以外の各サービスについて検討を行った<sup>3334</sup>。

【私的使用目的の複製を支援するサービス】	
メディア変換サービス	利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVD やブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。
個人向け録画視聴サービス	事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。
プリントサービス	画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。
【クラウド上の情報活用サービス】	
スナップショット・アーカイブ	利用者が指定した URL の情報が事業者のストレージ上に保存され、URL の参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。
論文作成・盗作検証支援サービス	公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供（和訳等含む）を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。
評判分析サービス	インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。
法人向け TV 番組検索サービス	クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。
【仮想化】	
仮想化	物理的には一つしかないリソースをあたかも複数あるかのように見せたり、逆に物理的には複数あるリソースをあたかも一つであるかのように見せたりすること等により、IT のリソース（CPU、ディスク、OS、アプリ等）をその物理的構成によらず柔軟に活用する仕組み。

<sup>33</sup> なお、事業者からは、アクセシビリティサービス及びeラーニングについても検討の要望があったところであるが、これらに関連し、法制・基本問題小委員会においては、障害者のための権利制限規定の見直し（「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」についての対応等）や、教育の情報化の推進等が主な検討課題とされているところである（「第14期文化審議会著作権分科会 各小委員会における検討課題について」（第14期文化審議会著作権分科会第40回資料3参照。））。当該状況を踏まえ、これらについては本小委員会における検討対象からは除外している。

<sup>34</sup> 「仮想化」については、各サービスの検討を提案した一般社団法人電子情報技術産業協会から、具体例として一つの事例になるものではなく、特にスナップショット・アーカイブ、論文作成・盗作検証支援サービス、評判分析サービス、法人向け TV 番組検索サービス等のネットサービスとは、必ずセットで出てくる論点であるとの指摘がなされたことから、本報告書においては、仮想化を他の各サービスと切り離さず、各サービスに対する検討の中で必要に応じて検討することとした。なお、有識者からは、バッックヤードにおいて行われる著作物の複製については、第47条の9によってかなりの部分がカバーされるとの意見が示されている一方で、事業者からは、サービスの内容によっては、現行著作権法により適法とされる行為の枠を超える可能性もあるのではないかとの意見が示されたが、具体的にどのような場面において現行法で対応できないかについては明示されていない。

## 第2節 一般社団法人電子情報技術産業協会の意見概要

各サービスの検討を提案した一般社団法人電子情報技術産業協会（以下「JEITA」という。）は、「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスの促進に向けて」と題する書面<sup>35</sup>（以下「JEITA 提出資料」という。）において、各サービスの検討に当たっての基本的な考え方として、以下のとおり述べている。

- 審議においては、利用者の利便性向上に資するか、新産業の創出・産業の成長や技術進歩に貢献するかという観点から社会的に有用であることが認められるサービスについては、それらが適法に行われるような法環境の整備をお願いしたい。その際には、著作権者の反対を重視して適法化を否定したり、金銭の支払を条件としたりすることがないようにしていただきたい。著作権者が損害を被ることなど具体的に困ることが実証データ等によって示されない場合は、著作権者の正当な利益を不当に害するとは言えないと考えられるため、このようなサービスは適法とされるべきである。したがって、かような合理的な判断基準に沿った審議をお願いしたい。

こうした基本的な考え方を前提に、本小委員会において、JEITA は、「益々デジタル化・ネットワーク化の進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会環境の変化等に基づく法整備に対するニーズが強まる中で、柔軟性のある規定<sup>36</sup>の導入を再度御検討いただきたい。」<sup>37</sup>と述べている。

そして、①著作権者に不当な不利益を与えない利用、②サービス提供事業者にとって著作物の表現を享受するための利用とは評価されない利用、③－1 ユーザーが適法に所有／占有する／しる情報の活用、③－2 公表された情報の異なる目的での公正な情報の活用、④情報通信の円滑化または資産の効率化、といった共通要素があることを考慮して、各サービス及び同様の要素が認められる今後発生するであろう新規サービスの正当化がなされるべきであると述べている<sup>38</sup>。

<sup>35</sup> 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム第1回資料4参照。

<sup>36</sup> 有識者からなされた「柔軟性のある規定」とは何か、という問い合わせに対しては、どういう条文がいいのか煮詰まっているわけではないとの回答が示されている。

<sup>37</sup> 本小委員会第7回資料2-1参照。なお、「柔軟性のある規定」を導入している例として、当該資料においては、米国・台湾・フィリピン・シンガポール・イスラエル・韓国・マレーシアが挙げられている。

<sup>38</sup> 本小委員会第7回資料2-1参照。なお、JEITA からは、各サービスにそれぞれ対応した個別的な権利制限規定を求めているのではなく、アクセシビリティサービスやeラーニングへの対応も含めて柔軟な権利制限規定の創設について検討するべきとの意見が示されている。

### 第3節 関係者の意見概要

本小委員会では、我が国において現に各サービスを行っているものとして JEITA 提出資料に記載のある事業者、本小委員会に出席している権利者以外で各サービスに関する権利者のそれぞれからヒアリング等を行った。それらの意見概要は、以下のとおりである。

#### 1 各サービスを現に行っている事業者の意見概要

##### ① 株式会社ホットリンク

JEITA 提出資料に、我が国において、「評判分析サービス」を行っている事業者として記載されている、「クチコミ@係長」を運営する株式会社ホットリンクからは、同社は Twitter 社をはじめ関係権利者と契約を締結すること等により、評判分析の基礎となるデータの提供を受けており、同社の提供するサービスの範囲内においては、現行の著作権法の枠内で、十分に行うことができていると考えているとの意見が示された。また、同社としては、逆に現行の著作権法があるからこそ、利用者が安心してサービスを使えたり、権利者に対価が還元され、サービスが維持されたりしているという側面があるので、同社のサービスに関しては、現行の著作権法でよいと思っているとの意見が示された。

##### ② 株式会社アンク

JEITA 提出資料に、我が国において、「論文作成・盗作検証支援サービス」を行っている事業者として記載されている、「コピペルナー」を運営する株式会社アンクからは、現行の著作権法の範囲内で同サービスを適法に実施できていると考えており、また、将来、同社のデータベースに論文を保管してチェック対象とする場合は、論文データ・著作権を管理している企業・機関と契約を結んだ後に、契約範囲内の論文データを同社データベースに保管し、チェック対象とする予定であることから、現在著作権者の権利を侵害していることはなく、著作権者の意見に優先して法環境の整備を求めたいという考えはない、との意見が示された。

### ③ 株式会社エム・データ

JEITA提出資料に、我が国において、「法人向けTV番組検索サービス」を行っている事業者として記載されている株式会社エム・データからは、仮に著作権法を改正した場合における、同社の現在の事業範囲に与える影響については、現段階において想定できる材料が乏しいため、その内容、関連産業へのインパクトを勘案しての判断が必要と考えており<sup>39</sup>、加えて、同社はメディア界においても、デジタル界においても、様々な意味で中立的な立場であり続けたいと考えているとの意見が示された<sup>40</sup>。

## 2 各サービスに関する権利者の意見概要

### ① 一般社団法人日本書籍出版協会

一般社団法人日本書籍出版協会（以下「書協」という。）からは、まず、JEITAの基本的な考え方について、重大な認識の相違が存在するとした上で、著作権法の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」であり、利用者の利便性向上や、新産業の創出・成長が、著作権者の保護に優先してなされることを想定するものでは全くない、との意見が示された<sup>41</sup>。

また、各サービスについては、メディア変換に関連して、いわゆる自炊代行業者の行為の適法性が争われた事案における知財高裁判決<sup>42</sup>では、複製行為の主体は利用者ではなく事業者であり、第30条の私的使用に当たらない旨、明確に述べているとし、利用者以外の者が業として行う複製やその他の著作物の利用行為を権利制限によって認めることに妥当性がないことは、この判決をみても明らかであるとの意見が示されている<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> この点に関連して、株式会社エム・データからは、事業活動を行うに当たっては、テレビ放送の中核をなす放送局や制作会社、広告主や広告代理店、俳優、歌手、タレント及びそれらの関係者に十二分の相談や配慮を欠かさないことが大前提であるとの意見が示されている。

<sup>40</sup> 株式会社エム・データからは、メタデータの採取処理のために、一時的に放送を蓄積視聴することはあるものの、永続的に保管したり、メタデータの採取目的以外で視聴したりすることはなく、こうした作業と著作権との関係については現行法により担保されているところと理解しているとの意見が示された。

<sup>41</sup> 加えて、書協は、「著作権者が損害を被ることなど具体的に困ることが実証データ等によって示されない場合は、著作権者の正当な利益を不当に害するとは言えないと考えられる」としている点についても、仮に法改正を求める理由に妥当性があるとしても、そのような法改正が認められるためには、法改正を求める側が、かかる改正が著作権者の利益を不当に害さないことを立証すべきであり、著作権者の側にその立証責任を負わせるがごとき主張は、法改正の手続上も到底認められるものではない、との意見を示している。

<sup>42</sup> 自炊代行業者事件判決〔知財高判平成26年10月22日最高裁判所ホームページ〕

<sup>43</sup> このほか、書協からは、JEITAは各サービスの利用がいかに有用であるかについては述べているが、それらのサービスを可能にするために、著作権の許諾を得ることがなぜできないか、著作権を制限することによって著作権者の利益を不当に害することがないとする理由について何ら述べていないとした上で、権利者側が利益を不当に害されていないことを権利者側が積極的に立証する必要を認めないとする意見が示されている。

さらに、書協としては、新たな事業者がそのようなビジネスに参入することを否定するものではないが、その際の競争は、コンテンツの源泉である著作者の権利の尊重の上に立って行われることが必要であり、安い権利制限によるビジネス展開は、これまで積み上げてきた著作者と出版者との信頼に基づく「知の再生産」のサイクルを破壊するものであるとの考えが示された。

その上で、出版社は、今後更に紙の出版物と電子出版物との共存を進め、よりよい読書環境を提供するために、新たなビジネス展開を図ろうとしているところであり、今後の課題ではあるものの、事業者からのニーズに対して、可能な限り契約ベースで対応したいという方向性を持っているとの意見が示された。

## ② 一般社団法人日本新聞協会

一般社団法人日本新聞協会（以下「新聞協会」という。）からは、新聞をはじめ書籍、雑誌等の文字媒体の著作物が、クラウドを含めたインターネット上のコンテンツとして、大量に複製・蓄積等の形で利用されている現状を踏まえ、新聞各社では、記事等の複製をはじめ様々な形態の二次利用を求める企業、団体や個人に対して、許諾契約等により、適切な権利処理を伴う対応を円滑に実施している<sup>44</sup>との意見が示された。

また、JEITA 提出資料に記載されている各サービスのうち、「評判分析サービス」「論文作成・盗作検証支援サービス」等については、現行の著作権法の枠内で利用可能な部分もあり、また、新聞社のニュースサイトの記事等を利用する場合は、著作権者と契約を適切に締結することで十分に対応できると考えられるとの意見が示された<sup>45</sup>。

さらに、「柔軟な権利制限規定」を導入すべきだという意見に関しては、「柔軟な権利制限規定」はアメリカ著作権法107条の「フェアユース規定」を想起させるものであるが、日本にはアメリカのような判例の蓄積がなく、曖昧な権利制限規定が導入されれば、適法か違法か迷う場合には訴訟を提起するほかなくなり、著作権を侵害しても「フェアユースだ」と意図的に抗弁する「居直り侵害」や、知識・理解不足による「思い込み侵害」がまん延するおそれがあるため、権利者の正当な利益を害するだけでなく、事業者、権利者、利用者のいずれにも時間的・経済的負担を強いたり、著作権法の目的である「著作物の保護と利用のバランス」に反したりするおそれがあることから、新聞協会として「柔軟な権利制限規定」の導入に反対する旨の意見が示されている。

<sup>44</sup> 新聞協会によれば、許諾契約等には無償と有償の双方があるが、いずれの場合も、新聞社は二次利用の目的や公共性等に鑑み、利用者との話し合いに基づいて合意形成を図っており、また、新聞各社は記事の検索サービスを提供することで、過去の記事を読みたいという読者の要望にも応えていることから、新聞記事の二次利用のサイクルは円滑に機能しているとの意見が示された。

<sup>45</sup> このほか、新聞協会によれば、新聞社のニュースサイトの画面イメージや記事テキスト等を複製・蓄積することができる「スナップショット・アーカイブ」サービスの一部には、元のサイト作成者の意思や意図が尊重されているかどうか、プライバシーや人権に関する報道機関の配慮が反映されない危険性があり疑問を抱かざるを得ないものが含まれているとの意見が示されている。

### ③ 一般社団法人日本商品化権協会

一般社団法人日本商品化権協会からは、「プリントサービス」について、現行の著作権法上違法であることは、いわゆる自炊代行業者の行為の適法性が争われた事案における知財高裁判決<sup>46</sup>からも論を俟たないことであるが、プリントサービスを権利制限規定によつて認めた場合、権利者の収入は相当程度減少することが容易に想定でき、当該サービスを適法化することには反対であるとの意見が示されている。

すなわち、プリントサービスにより作成されるのは、例えは利用者が指定する著名なキャラクターの画像をプリントしたマグカップであつて、利用者が提供した画像自体とは全く異なる新しい商品であり、自分の好みの著名なキャラクターの画像がプリントされたマグカップを新たに手にすることのできた利用者は、市場で販売されている同じ著名なキャラクターがプリントされたマグカップを購入する必要はなくなる。そのような観点から、プリントサービスについては、権利制限規定によるのではなく、著作権者と事業者との間で商品化権契約を締結して実行すべきと考える、との意見が示されている。

---

<sup>46</sup> 前掲注 42

## 第4節 制度整備の必要性

### 1 検討の視点

各サービスを検討するに当たり、どのような視点から制度整備の必要性を検討すべきか問題となる。

この点について、JEITAからは、「柔軟性のある規定」の導入が必要であるとして、①著作権者に不当な不利益を与えない利用、②サービス提供事業者にとって著作物の表現を享受するための利用とは評価されない利用、③－1 ユーザーが適法に所有／占有する／しうる情報の活用、③－2 公表された情報の異なる目的での公正な情報の活用、④情報通信の円滑化または資産の効率化、といった共通要素があることを考慮して、各サービス及び同様の要素が認められる今後発生するであろう新規サービスの正当化がなされるべきであるとの意見が示されたが、こうした意見に対しては、以下のような反対意見が示されている。

まず、権利者からは、本小委員会で議論すべきものは、いわゆるフェアユースのようなものの導入の是非ではなく、本小委員会の設立趣旨や議論すべき議題と大きく離れることになるとの理由から、そのような検討は別の機会に行うべきであるとの意見が示された。

また、有識者からも、そもそも本小委員会が検討すべき課題は、クラウドサービス等と著作権をどのように考えるべきかという点にあり、個別のサービスを離れてあらゆるサービスに関するフェアユース等の一般的な権利制限規定の導入の是非を抽象的に議論する場ではないとの意見が示されている。

その上で、有識者から、過去の審議会においても議論を行った「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」か否かを一つの基準として検討すべきではないか、との意見が示され、多くの有識者もこの意見への賛同がなされたこと、また、JEITAが指摘する共通要素の一つとしても挙げられていることから、各サービスが「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」であるかという点について検討を行った。

なお、本小委員会では、「著作物の表現を享受」に関連して、事業者にとっての享受であるのか、利用者にとっての享受であるのか問題となつた。この点については、有識者から、事業者と考えた場合には、事業者が利用者向けに行うサービスのほとんどが著作物の表現を享受しないものと評価され、権利者の許諾を得ることは原則不要と解されることとなり、不適切ではないかとの意見や、同様に有識者から、著作物の表現を享受するための利用とは評価されない利用について権利制限の対象とすることが適切であるとした文化審議会著作権分科会報告書（平成 23 年 1 月）においても、表現の享受者は利用者であることが想定されていたとの意見が示され、表現の享受者は利用者と考えるべきとの意見が多数を占めた。

## 2 私的使用目的の複製を支援するサービスに関する検討

私的使用目的の複製を支援するサービスとしては、「メディア変換サービス」、「個人向け録画視聴サービス」、「プリントサービス」が挙げられている。

これらのサービスについては、いずれも「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」していると評価することができるものと考えられる。

なお、これらのサービスが現行の著作権法上どのように評価されるかについて考察すると、JEITA 提出資料に記載されている情報のみでは、一概に判断することはできず、個々の事案ごとの事実認定に基づいて判断されることになるが、本小委員会における議論等を踏まえ、一般論としては、以下のように考えられる。

まず、「メディア変換サービス」については、同サービスの一類型と評価される書籍の自炊代行サービスの適法性について判示した知財高裁判決<sup>47</sup>を前提とすれば、かかる行為は利用者本人ではなく事業者が行う複製であり、著作物の利用行為主体は事業者と解され、私的使用目的の複製に当たらないため、他人が著作権を有する著作物を利用しようとする場合には、著作権者の許諾を得ることが必要となると考えられる。

次に、「個人向け録画視聴サービス」については、インターネットを通じて視聴可能地域外でテレビ番組を視聴することができるようにするために、番組を録画して転送する機能を有する装置を利用者から預かり、維持管理していたサービスの適法性について判示した最高裁判決<sup>48</sup>を踏まえれば、こうしたサービスの複製や送信の行為主体は事業者であり、当該サービスの実施には関係権利者の許諾が必要であると考えられる。

---

<sup>47</sup> 前掲注 42

<sup>48</sup> 前掲注 20。なお、録画機能を有さず番組転送機能のみを有する装置を利用者から預かり維持管理していたサービスの適法性については、まねき TV 事件最高裁判決〔最判平成 23 年 1 月 18 日民集 65 卷 1 号 121 頁〕を参照。

また、「プリントサービス」については、その適法性に係る判断は、「メディア変換サービス」と同様に考えることができると解され、他人が著作権を有する著作物を利用しようとする場合には、著作権者の許諾を得ることが必要となると考えられる。

### 3 クラウド上の情報活用サービスに関する検討

クラウド上の情報活用サービスとしては、「スナップショット・アーカイブ」、「論文作成・盗作検証支援サービス」、「評判分析サービス」、「法人向けTV番組検索サービス」が挙げられている。

これらのサービスについても、基本的には、私的使用目的の複製を支援するサービスと同様に、「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」していると評価することができるものと考えられる。

ただし、「論文作成・盗作検証支援サービス」、「評判分析サービス」については、その一部に「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」しないと評価できるとの意見が一部の有識者から示されたが、実際にこれらのサービスを行っている事業者から、自社の事業は、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用等により、十分に対応することができているとの意見が示され、具体的な法改正の要望が示されなかった。

### 4 小括

以上のとおり、ロッカ一型クラウドサービス以外の各サービスについて、その多くは「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」していると評価することができるものと考えられる。

また、サービス提供の仕方によっては、「論文作成・盗作検証支援サービス」、「評判分析サービス」については、その一部に「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」しないと評価できるとの指摘がなされたが、この点については、現にこれらのサービスを行っている事業者から、当該事業者が実際に提供しているサービスについては、現行の著作権法の範囲内で十分に対応できているとの意見が示されている。

一方、他の事業者からは、各サービスの提供の仕方や今後の進展によっては、現行著作権法により適法とされる行為の枠を超える可能性もあるとの意見や、このような場合に対応するため、これを立法事実として柔軟性のある規定の導入を検討すべきであるとの意見も示された。

これに対し、有識者からは、JEITA が権利者の許諾なく実施できるようにしてほしいと主張している各サービスのほとんどは、権利者との契約によって対応すべきものであり、柔軟性のある規定の導入につながるものではないとの意見に加え、柔軟性のある規定を導入するとならば、各事業の具体的な内容や、海外の事例の適法性やフェアユース規定との関係について十分な立法事実が示されるべきであるが、そのような事実が未だ示されていない以上、一般的な権利制限規定の導入の必要性は認められない、との意見も示された。

また、有識者からは、現行の著作権法や契約で十分に対応できるという事業者もあれば、契約では対応が難しいという事業者もあるところ、権利者団体と事業者団体等がライセンスの仕組みを整備する等、円滑なライセンシング体制の構築による解決可能性はまだ残されていることから、まずは、現行の著作権法の下で契約による対応がどこまでできるか、可能性を見極めた上で、対応が不可能な部分について、具体的な立法事実に基づき、権利制限規定や報酬請求権等の導入を考えることが適當ではないか、との意見が示された。

以上のとおり、本小委員会に提示された内容を前提とする限り、ロッカ一型クラウドサービス以外の各サービスに関して、現時点においては、法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかつた。

また、これを前提とすれば、各サービスの共通要素を考慮して柔軟性のある規定を導入することについても、現時点では、その必要性について意見の一致には至らなかつた。

## 5 今後への提言

今後、我が国においてクラウドサービスを含め各サービスが発展していくための方策について、多くの有識者から、以下のような意見が示された。

- ・ 現行の著作権法の範囲を超ってしまう部分については、契約や事業者団体を構築することで対応すべきであり、そのような対応が我が国の文化産業全体にとっても、絶対的にプラスである。権利制限規定の導入はそのような対応ができない場合に考えるべきであって、いずれにしても、権利者と事業者との間で様々な円滑なライセンシング体制の構築が必要である。
- ・ まずは、ビジネス取引で解決するアプローチをとるべきである。権利制限規定等での解決は、イチかゼロかの解決となって当事者のどちらか一方にプラスとなったり、マイナスとなって使い勝手が悪いが、ビジネス取引による解決であれば、いろいろな応用が可能となり、権利者にとっても事業者にとっても、サービスを伸ばしていくという方向で様々な取引の工夫を行うことができる。

- ・ まずは契約での対応を試み、契約がうまくいかないときに具体的な権利制限規定等を考えるべきである。抽象論で議論するのではなく、地に足をつけ、クリエーターにもきちんと対価が還元される形で著作物を利用していく方法を考えるべきである。

また、利用者からは、本小委員会で提案された集中管理スキームはすばらしい動きと評価する一方、コンテンツを利用しやすい環境をどう作っていくのかということを議論し、次へつながるステップを本小委員会が作らなければならないのではないかとの指摘がなされ、具体的には、契約での対応は現実には難しい場合があることも予想されることから、本小委員会の存在意義は、まさにその呼び水を差すことではないかという意見が出された。

さらに、事業者からも、海外資本のサービスが日本に進出したときに、対抗することができるような、より多くの利用者に影響のあるサービスや事象をより具体的に議論するために、関係する権利者、事業者、利用者に加え、法律家もオブザーバーとして入って、話し合う場を今後作っていくことが本小委員会の最大の成果になるとの意見が示された。

このほか、有識者からも、音楽関係権利者から提案された集中管理スキームの議論を更に進めるために、事業者が団体としてまとまること、また、利用者団体がビジネスモデルを提示することを求め、協議されたいとの意見が示された<sup>49</sup>。

以上の意見を踏まえると、今後の各サービスの発展のためには、権利者と事業者との契約の促進が重要と考えられるが、この点については、前述のとおり、関係権利者から、「メディア変換サービス」に関し、事業者からのニーズに対して、契約ベースでできる限り対応していく方向性をもっている旨の意見が示されており、「プリントサービス」についても、権利者と事業者との間で商品化権契約を締結して実行すべきと考える、との意見が示されているところである。また、関係権利者から、「個人向け録画視聴サービス」、「法人向けTV番組検索サービス」に関し、現在取組が真正面から検討されるところになってきている見逃し視聴サービス等と形はかなり似てきているのであって、事業者とのライセンス等によって、より利便性の高いサービスが生まれてくると思われる、との意見等も示されている。

権利者と事業者との契約は、基本的には両者が個別に行うことが原則ではあるものの、権利者が多数に及ぶ場合等には、音楽関係権利者から提案されている集中管理スキームを参考にしつつ、円滑なライセンシング体制の構築<sup>50</sup>を行うことも、各サービスの発展には一つの有用な方策であると考えられることから、本小委員会としては、各サービスを含め、

---

<sup>49</sup> さらに、協約や契約が成立しにくい場面において必要となる制度を真摯に検討すべき時期にきているのではないか、との意見が示された。

<sup>50</sup> この点に関連して、有識者から、将来的な課題として、集中管理団体と利用者団体との間の協約や契約をサポートするために制度を導入することや、著作権法上のあっせん制度を改革し、具体的な紛争が生じていない場合でも、当該協約の妥当性等について判断できるようにするべきではないかとの意見が示されている。

クラウドサービス等の更なる発展のための次のステップとして、こうした円滑なライセンシング体制を構築するための話し合いが関係当事者間においてなされるよう提言し、その動向を注視することとしたい。

## おわりに

本小委員会の報告は以上のとおりである。

「はじめに」でも述べたように、本小委員会では、一部の事業者からクラウドサービス等と我が国の著作権法との関係が不明確であることが事業者の萎縮につながっているとの指摘や、知的財産政策ビジョンにおける提言等を受け、クラウドサービス等と著作権及びクリエーターへの適切な対価還元について、集中的に検討を進めてきた。

本小委員会としては、検討の対象となった各サービスのうち、まずはロッカー型クラウドサービスについて検討を行った。

その結果、ロッカー型クラウドサービスについては、タイプ1から4に分類することができ、タイプ1（プライベート・配信型）、タイプ3（共有・配信型）、タイプ4（共有・ユーザーアップロード型）については、既に権利者とクラウド事業者との利用許諾契約によりサービスが展開されている実態がある等の理由から、特段法改正を伴う制度整備の必要性は認められなかった。

一方、タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）の枠内で行われる利用行為については、基本的には利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第30条第1項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要であると解されるとの意見で一致した。また、事業者から、タイプ2のロッカー型クラウドサービスについて要件を限定した形で法改正を行うことは不要であるとの意見や、仮にそのような限定的な立法を行うと、反対解釈により他のサービスの適法性が不明確になるのではないかといった危惧が示されたほか、権利者からも、私的使用目的の複製の範囲内と整理されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。以上を踏まえ、現時点においては、タイプ2において行われる複製等の行為について、権利者の許諾が不要であることを明らかにするような制度整備（例えば、権利制限規定を創設する等の法改正）を行う必要性は認められなかった。

ただし、実際に展開されるサービスの内容及び今後の技術の発展に伴うサービス内容の進展によっては、私的使用目的の複製と整理される範囲を超える、境界が不明確なものも存在しうると考えられるところ、このような場合において、事業者と権利者との契約を円滑に行うことが当該サービスの拡大のための重要な要素となる。

この点について、本小委員会においては、音楽関係権利者から、多数の音楽コンテンツを利用する際に生ずるばく大な契約処理コストの負担を軽減するべく、契約処理のワンストップ窓口として「音楽集中管理センター」(仮称)の設置を含めた集中管理スキームが提案された。こうした提案については、高く有用性を認める意見が多く示された一方で、課題も指摘されているところであることから、本小委員会としては、本スキームの更なる具体化、本スキームの活用に向けた必要な課題解決を中心に、「音楽集中管理センター」(仮称)設立に向けて関係当事者間で速やかな検討を行うよう求めることとし、その状況を引き続き、注視するものとする。

また、ロッカ型クラウドサービス以外の各サービスについては、現に各サービスを行っている事業者及び関係権利者のヒアリングを踏まえた本小委員会の検討の結果、いずれのサービスも、「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受」していると評価されるか、あるいは、享受していないと評価されるものであっても、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用等により、十分に対応することができているとの意見が多数を占めた結果、本小委員会で提示された内容を前提とする限り、各サービスに関して、現時点においては、法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった。

本小委員会としては、各サービスを含め、クラウドサービス等の更なる発展のための次のステップとして、円滑なライセンシング体制を構築するための話し合いが関係当事者間においてなされるよう提言し、その動向を注視することとした。

以上が、クラウドサービス等と著作権に関する本小委員会としての基本的な考え方であるが、今後、本小委員会は、残された検討課題であるクリエーターへの適切な対価還元に係る課題について、私的録音録画に関する実態調査の結果等を踏まえて、引き続き検討を深めることとする。

(以 上)

## 付属資料

### 1 小委員会・ワーキングチーム委員名簿

- (1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
- (2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム
- (3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

### 2 小委員会・ワーキングチーム審議経過

- (1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
- (2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム
- (3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

### 3 ヒアリング団体一覧

- (1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
- (2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム
- (3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

## 1 小委員会・ワーキングチーム委員名簿

## (1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

※◎は主査、○は主査代理

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
井坂聰	協同組合日本映画監督協会理事・広報委員長
井上由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
今子さゆり	ヤフー株式会社政策企画本部知財戦略マネージャー
井村寿人	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事
上野達弘	早稲田大学法学部教授
大須賀滋	東京地方裁判所判事(知的財産権担当)
○大渕哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥畠弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
梶原均	日本放送協会知財展開センター著作権・契約部長
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局次長
久保田裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
後藤健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
末吉瓦	弁護士
龍村全	弁護士
茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
◎土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
畠陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事(法務・管理担当)
前田哲男	弁護士
前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
松田政行	弁護士
森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山本隆司	弁護士
横山久芳	学習院大学法学部教授
吉村隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部主幹

(以上30名)

(2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関するワーキングチーム

※◎は座長、○は座長代理

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
今子さゆり	ヤフー株式会社政策企画本部知財戦略マネージャー
大渕哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥畠弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局次長
岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
榎原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
○末吉瓦	弁護士
杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
龍村全	弁護士
津田大介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
◎土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
畠陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事
松田政行	弁護士
松本国悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
丸橋透	ニフティ株式会社法務部長

(以上19名)

(3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

※◎は主査、○は主査代理

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
大渕哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局長
岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
榎原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
○末吉瓦	弁護士、東京大学法科大学院客員教授
杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
龍村全	弁護士
津田大介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
◎土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
長谷川浩二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
畠陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
松田政行	弁護士
松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
丸橋透	ニフティ株式会社法務部長

(以上20名)

## 2 小委員会・ワーキングチーム審議経過

(1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（クラウドサービスと著作権関係）

第1回 平成25年6月17日実施

- ・法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- ・法制・基本問題小委員会審議予定について
- ・今後検討が必要な課題について

第2回 平成25年8月7日実施

- ・クラウドサービスと著作権について（事業者ヒアリング）

第3回 平成25年9月12日実施

- ・クラウドサービスと著作権について

→これらの議論を踏まえ、第4回小委員会においてワーキングチームを設置することを決定。

(2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム

第1回 平成25年12月16日

- ・クラウドサービス等と著作権について（権利者・有識者等ヒアリング）
- ・クリエーターへの適切な対価還元について（Culture First 推進団体による意見発表）

第2回 平成26年2月17日

- ・ロッカーモードクラウドサービスの分類について（事業者による意見発表）
- ・私的録音録画に関する実態調査について（進捗状況に関する報告）

(3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会審議経過

第1回 平成26年7月23日

- ・ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（音楽関係）による意見発表）
- ・私的録音録画に関する実態調査について（録音部分に関する報告）

第2回 平成26年8月7日

- ・ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（映像関係）による意見発表）
- ・私的録音録画に関する実態調査について（録画部分に関する報告）

第3回 平成26年8月28日

- ・ロッカー型クラウドサービスの分類について（利用者ヒアリング）
- ・私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について（権利者団体による意見発表）

第4回 平成26年9月18日

- ・ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第5回 平成26年9月30日

- ・ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第6回 平成26年10月16日

- ・ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）

第7回 平成26年10月31日

- ・ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（事業者ヒアリング）

第8回 平成26年11月19日

- ・ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（意見交換）

第9回 平成26年12月25日

- ・クラウドサービス等と著作権に関する報告書（案）について（意見交換）

### 3 ヒアリング・意見発表\*団体一覧

#### (1) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

第2回 平成25年8月7日

- ・一般社団法人新経済連盟
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・ニフティ株式会社
- ・ヤフー株式会社

#### (2) 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム

第1回 平成25年12月16日

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会

第2回 平成26年2月17日

- ・一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・ニフティ株式会社
- ・ヤフー株式会社

#### (3) 第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

第1回 平成26年7月23日

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・一般社団法人日本レコード協会
- ・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

第2回 平成26年8月7日

- ・一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・一般社団法人日本動画協会
- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・株式会社ニワンゴ

---

\* 書面による意見発表を行った団体を含む。

第3回 平成26年8月28日

- ・一般社団法人インターネットユーザー協会
- ・主婦連合会

第5回 平成26年9月30日

- ・一般社団法人日本経済団体連合会

第7回 平成26年10月31日

- ・一般社団法人日本商品化権協会
- ・一般社団法人日本書籍出版協会
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・株式会社ホットリンク

第8回 平成26年11月19日

- ・株式会社アンク
- ・株式会社エム・データ